

ポリテクセンター・ポリテクカレッジの今後の在り方について

平成 26 年 2 月 2 1 日
厚 生 労 働 省

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成 23 年法律第 26 号。以下「廃止法」という。）附則第 8 条に定めるポリテクセンター・ポリテクカレッジの都道府県への譲渡期限が平成 26 年 3 月 31 日で到来することから、廃止法附則第 16 条に基づき、別添労働政策審議会職業能力開発分科会報告（平成 25 年 12 月 27 日）「ポリテクセンター・ポリテクカレッジの今後の在り方について」（以下「分科会報告」という。）を踏まえ検討した結果、ポリテクセンター・ポリテクカレッジの今後の在り方については、下記のとおりとする。

記

1. 国、都道府県、民間教育訓練機関の役割分担について

現在、公共職業訓練については、国、都道府県、民間教育訓練機関において、

- ① 国（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高障求機構」という。)) は離職者訓練や、高度な学卒者訓練について、民間で実施していない高度なものづくり分野を中心に実施し、
- ② 都道府県は、基礎的な学卒者訓練や、木工関係などいわゆる生業系や自動車整備等の地域産業の人材ニーズに対応した離職者訓練を実施し、
- ③ 民間教育訓練機関は、事務系、介護系、情報系等の高額な設備を要しない訓練について、専修学校、教育訓練企業、公益法人等の様々な機関が実施している。

今後も可能なものはできるだけ地方や民間に委ねていくとともに、必要な訓練規模を確保するため、これまでどおり以下の役割分担を維持していくこととする。

- ・ 国 : 国以外の主体では的確かつ確実な実施が困難なものづくり分野等の職業訓練をスケールメリットを活かし実施
- ・ 都道府県 : 地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練

を実施

- ・民間教育訓練機関：介護分野や情報通信分野など、民間教育訓練機関で実施可能な訓練分野の職業訓練を実施

2. 今後のポリテクセンター・ポリテクカレッジの在り方

(1) ポリテクセンター・ポリテクカレッジの運営主体

平成25年5月の道府県の意向調査の結果及び同年8～9月の厚生労働省職業能力開発局幹部の道府県の訪問結果によれば、移管や、廃止法に定める現行の移管条件での期限の延長を希望する道府県はなかった。

分科会報告では、道府県の希望する移管条件への緩和が可能であるか検討されたところであるが、上記役割分担に基づき実施する現在の訓練機能を効率的・効果的に維持するためには、現行の移管条件の緩和をすることは適当ではないとされた。この分科会報告での検討結果等を踏まえ、平成26年3月までの移管期限については延長の措置をとらず、ポリテクセンター・ポリテクカレッジの運営主体は、引き続き、国（高障求機構）が担うこととする。

(2) 平成26年4月以降のポリテクセンター・ポリテクカレッジの在り方について

平成26年4月以降のポリテクセンター・ポリテクカレッジが行う職業訓練の運営については、

- ・雇用保険二事業として事業を実施していることから、PDCAサイクルによる目標管理などにより引き続き効率的な運営をしていくこと
- ・高齢者雇用業務と障害者雇用業務で培ったノウハウを職業訓練業務で活かすなどのシナジー効果をより一層発揮することとする。

また、高障求機構としての統合効果を一層発揮し、効果的・効率的な組織体制を構築する観点から、ポリテクセンター・ポリテクカレッジも含め高障求機構の各地方組織の一元化を推進する。その際、都道府県内に複数あるポリテクセンターについては、各地域での訓練拠点・機能は維持しつつ、ポリテクセンターの組織としては各都道府県内で一元化する。

さらに、これまでよりも一層、

- ・PDCAサイクルによる訓練コースの不断の見直し
- ・地域の企業等のニーズに応えた効果的な訓練の実施
- ・定員充足率の向上や経費削減など効率的な運営

に努めるとともに、訓練定員の見直しなど施設運営の効率化を着実に進め、地域の状況も勘案しつつ施設の在り方について不断の見直しを図ることとする。

(3) 都道府県との連携について

今後、国（高障求機構）、都道府県、民間教育訓練機関の上記役割分担のもと、我が国全体としてより効果的な職業訓練を実施していくためには、より一層関係機関の連携を強化していくことが求められる。

特に今後は、都道府県が所管する産業政策や教育政策とも緊密に連携することによって、ポリテクセンターが行う高度な在職者訓練やポリテクカレッジが担っている高度な学卒者訓練の実効性をより高めていくことが有効である。

また、地域経済の成長のためには、地域産業を支える人材の育成が不可欠であり、産業・教育の担い手である都道府県においても、現在の役割分担のもと、地域産業の人材ニーズに対応して実施している人材育成の取組を強化する必要がある。

そのため、ポリテクセンター・ポリテクカレッジが、現時点で実施している都道府県指導員向けの研修会の開催などの連携のほか、

- ① 産業・教育政策の担い手である都道府県と、各地域のポリテクセンター・ポリテクカレッジの連携をより強化していくとともに、
- ② 都道府県がポリテクセンター・ポリテクカレッジの持っている訓練のノウハウを活用して、主体的に地域の実情に応じた職業訓練を実施できるよう、

新たに地域連携人材育成強化支援事業を行うこととする。

ポリテクセンター・ポリテクカレッジの今後の在り方について

(職業能力開発分科会報告 (平成 25 年 12 月 27 日))

1. 検討開始までの経緯

(1) 廃止法の成立までの状況

- 国の責任において公共職業訓練を行うポリテクセンター・ポリテクカレッジを運営する独立行政法人雇用・能力開発機構は、「私のしごと館」などの施設運営の在り方等の問題についての批判を受け、「雇用・能力開発機構の廃止について」(平成 20 年 12 月閣議決定。以下「20 年閣議決定」という。)において、同機構を廃止するとともに、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に職業能力開発業務を移管する方針が示され、ポリテクセンター・ポリテクカレッジについては、希望する道府県への移管の方針が示された。

20 年閣議決定においては、「財源（雇用保険料）及び人員を含め、各都道府県等の受け入れやすい条件を整備する。」とされ、

- ① ポリテクセンターについては、「都道府県等が移管を希望するものについては、可能な限り移管する。」
- ② ポリテクカレッジについては、「都道府県等の移管希望を具体的に把握する。希望する都道府県等への移管に当たっては、ブロックごとに水準を維持して運営・実施できることを前提とする。」

とされた。

- その後、厚生労働省が、平成 21 年 4 月から 5 月に都道府県の意向を聞いたところ、ポリテクセンターで 14 道府県、ポリテクカレッジで 1 道府県が移管を希望していた。
- 本分科会においては、平成 22 年 2 月から 3 月にかけて 3 回にわたって審議を重ね、「国が行う職業訓練と雇用・能力開発機構の今後のあり方について」(以下「22 年分科会報告」という。)をとりまとめた。
- 22 年分科会報告を受けて国会に提出された「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」(平成 23 年法律第 26 号。以下「廃止法」という。)が平成 23 年 4 月に成立し、同年 10 月に雇用・能力開発機構が廃止され、ポリテクセンター・ポリテクカレッジを含む職業能力開発業務は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (以下「高障求機構」という。)に移管された。この廃止法により、道府県が移管を希望し、その機能を維持できると厚生労働大臣が認めれば、平成 26 年 3 月までの間、譲渡すること

ができることとされ、その条件として職員の引受割合に応じ、①最大無償となる減額譲渡、②最大10割の2年度間の高率補助が定められていた。

(2) 廃止法の成立後の厚生労働省の取組

- 厚生労働省では、廃止法の成立後、速やかに移管に当たって必要となる情報を道府県へ情報提供し、道府県の検討に十分な期間をとった後、意向調査の実施や、課室長級職員の訪問による意向確認を行った。
- 平成25年3月27日の本分科会において、上記意向調査や訪問の結果について厚生労働省から報告があったが、移管希望のある道府県はなかった。
- 移管希望がない理由の一つとして、「職業訓練の内容を地方独自に設定したい」との意見があった。そのため、法律の範囲内で移管条件を緩和すべく、労使等で構成される地域協議会の了承を得ることを条件に科目、内容、定員等の縮減ができるよう「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が都道府県に職業能力開発促進センター等の用に供されている資産を譲渡する場合に都道府県が職業能力開発促進センター等の機能を維持することができる」と厚生労働大臣が認める基準（平成23年厚生労働省告示第184号）を改正することについて、同日の本分科会の了承を得て、平成25年4月8日に告示改正が行われた。
- 上記告示改正も踏まえて厚生労働省が実施した平成25年5月の意向調査においても移管条件の緩和後も移管を希望する道府県はなく、その主な理由としては
 - ・ 国が責任を持って運営すべき
 - ・ 地方負担が生じない恒久的な財源措置をすべきが挙げられていた。

一方、運営費の高率補助期間の延長を求める道府県はなかった。

また、国と道府県との役割分担ができていの中で、施設の廃止を容認する道府県はなく、廃止に反対する主な理由は

 - ・ 県の産業振興や労働政策に影響がある
 - ・ 道府県内の施設では代替が不可能であるが挙げられていた。
- なお、上記平成25年5月の意向調査については、同年8月1日の本分科会において報告された。
- また、平成25年5月の意向調査の結果等も踏まえ、同年8～9月に厚生労働省では、職業能力開発局長をはじめ局幹部が移管の可能性のある12道府県を訪問し、移管の希望を再度確認した。しかし、この時点においても移管を希望する道府県はなく、その主な理由は、移管条件として、①地方

負担が生じない恒久的な全額の財源措置、②職員の引受割合に関わらない無償譲渡等を求めることであった。

(3) ポリテクセンター・ポリテクカレッジの移管に係る関係機関の指摘

- 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の主要な事務事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成 25 年 1 月。以下「25 年勧告の方向性」という。）においては、「移管の見込みが立たないポリテクセンター等については、（略）明らかに合理性及び必要性を見いだせないものについては、廃止を含めて検討」との指摘がなされた。
- 全国知事会の「平成 26 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（政策要望部分）」（平成 25 年 7 月）では、「地域のものづくり産業への人材供給や離職者の就職に貢献している状況などを踏まえ、関係自治体や地元産業界の意向に反して、安易に統廃合を行うべきではないこと」との指摘がなされた。

2. 廃止法附則第 16 条に基づく検討について

- 廃止法附則第 16 条第 1 項においては、廃止法の施行後必要に応じ、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成 14 年法律第 165 号）の施行の状況を勘案した上で、ポリテクセンター・ポリテクカレッジを含む高障求機構の業務の必要性の有無を含めた在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。
- ポリテクセンター・ポリテクカレッジの移管期限が本年度末で到来することから、厚生労働省においては、今後のポリテクセンター・ポリテクカレッジの在り方について、当規定に基づき、検討を行っている。
- また、廃止法附則第 16 条第 1 項に基づき、ポリテクセンター・ポリテクカレッジを含む職業能力開発業務に検討を加えようとするときは、同条第 2 項により、労働者を代表する者、事業主を代表する者、関係都道府県等の意見を聴くこととされている。
- 当分科会報告は、この廃止法附則第 16 条第 2 項に規定された意見としてとりまとめるものである。

3. ポリテクセンター・ポリテクカレッジについて

- ポリテクセンター・ポリテクカレッジは、民間で実施していないものづくり分野を中心に国が行うべき公共職業訓練を実施している施設であり、
 - ① ポリテクセンターは、全国に東京都を除く 46 道府県に 61 所あり、離職者訓練や、高度な在職者訓練を実施し、
 - ② ポリテクカレッジは、24 道府県に 23 施設（大学校 10 校、短大 1 校、大学附属短大 12 校）あり、高卒者等を対象とした高度な学卒者訓練や、高度な在職者訓練を実施している。
- ポリテクセンター・ポリテクカレッジは、全国ネットワークによるスケールメリットを活かし、
 - ① 職業訓練指導員を全国異動させ、ポリテクセンター・ポリテクカレッジの両者を経験させるなど計画的に育成することにより、訓練レベルの地域的な偏在をなくすこと、
 - ② これまで全国の各施設で蓄積してきた専門性のあるカリキュラムや指導技法について、職業能力開発総合大学校を中心として全国規模で訓練水準を維持・向上させるために改善等の取組を行うこと
 - ③ 地域の雇用情勢の急激な悪化や大災害の被害に対応して、他県の機構施設の職業訓練指導員の派遣や、訓練機器の投入など機動的に取り組むこと
 を実施している。
- 上記の取組により、
 - ① 高い就職率（ポリテクセンター：84.9%、ポリテクカレッジ 97.8%（平成 24 年度））、
 - ② 事業者からの高い満足度（修了者を採用している企業の 98%が評価（平成 24 年度 高障求機構による調査））
 を得るなど、高い実績をあげている。
- 本分科会においても、ポリテクセンター・ポリテクカレッジの果たす役割等について、労使双方から高く評価する旨の意見が多く出ている。
- また、厚生労働省では、平成 25 年 11 月に、廃止法附則第 16 条に基づく関係都道府県への意見聴取に先立って、全国知事会に対して「ポリテクセンター・ポリテクカレッジの今後の在り方について」の意見照会を行った。その回答（以下「全国知事会の回答」という。）では、「ポリテクセンター・ポリテクカレッジは、地域のものづくり産業への人材供給や離職者の就職に大きく貢献しており、今後もその機能が失われることがあってはならない。」との指摘がなされている。

4. 今後の職業訓練の在り方

(1) 22年分科会報告での位置付け

○ 22年分科会報告においては、以下の記載がある。

＜国が行う職業訓練の位置付け＞

国は、①雇用のセーフティネットとして機動的かつ全国的に行う離職者訓練、②中小企業の労働者等に高度な技能を習得させるための在職者訓練、③企業内で生産部門のリーダーとなる中核的な人材を育成するための学卒者訓練について、高度な訓練設備等を要し、スケールメリットを活かすことではじめて実施可能となるものづくり訓練等を中心に行ってきたところであるが、今後とも、国は国以外の主体では的確かつ確実な実施が困難な分野の訓練の実施を担うことが適当である。

＜都道府県が行う職業訓練の位置付け＞

「可能なものはできるだけ地方や民間にゆだねていくとの視点に立って、適切な役割分担を図る」とされていること等を踏まえ、国は、(略)雇用のセーフティネットとしての離職者訓練や、在職者や学卒者を対象とした高度なものづくり訓練等を行い、都道府県は、地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練を行うという役割分担の考え方により、職業訓練を進めていくことが適当である。

＜民間が行う職業訓練の位置付け＞

「可能なものはできるだけ地方や民間にゆだねていくとの視点に立って、適切な役割分担を図る」とされていること等を踏まえ、介護分野や情報通信分野など、民間教育訓練機関で実施可能な訓練分野については、民間教育訓練機関への委託により実施し、国は、民間教育訓練機関では実施できず、かつ、我が国経済社会にとって必要なものづくり分野の訓練の実施を中心に担うという役割分担の考え方により、職業訓練を進めていくことが適当である。

(2) 国（高障求機構）、都道府県、民間教育訓練機関の役割分担について

○ 現在、上記(1)の考え方にに基づき、国、都道府県、民間教育訓練機関で役割分担をしながら職業訓練を実施しており、

- ① 国（高障求機構）は離職者訓練や、高度な学卒者訓練について、民間で実施していない高度なものづくり分野を中心に実施し、
- ② 都道府県は、基礎的な学卒者訓練や、木工関係などいわゆる生業系や自動車整備等の地域産業の人材ニーズに対応した離職者訓練を実施し、
- ③ 民間教育訓練機関では、事務系、介護系、情報系等の高額な設備を要

しない教育訓練機会について、専修学校、教育訓練企業、公益法人等の様々な機関が提供している。平成 23 年 10 月からは求職者支援訓練も始まっており、当該訓練は全て民間教育訓練機関で実施している。

- このような状況において、平成 24 年度においては、年間の離職者訓練の受講者全体が約 25 万人である中、約 8 割の約 21 万人について民間教育訓練機関で実施している。
- 可能なものはできるだけ地方や民間に委ねていくとともに、国以外の主体では的確かつ確実な実施が困難な分野の訓練は国（高障求機構）が実施することにより、必要な訓練規模を確保することができており、今後も、この役割分担を維持していくことが適当である。

5. 今後のポリテクセンター・ポリテクカレッジの在り方

(1) ポリテクセンター・ポリテクカレッジの運営主体

- 平成 25 年 5 月の道府県の意向調査の結果によると、現行の条件での移管希望はなく、同年 8～9 月の厚生労働省職業能力開発局幹部の道府県の訪問結果によると、現行の移管条件による移管期限の延長を希望する道府県はなかったことから、何らかの移管条件の変更を伴わなければ、ポリテクセンター・ポリテクカレッジの道府県への移管規定の期限を延長することは適当ではない。

- 道府県の意向は、移管条件については、

- ① 地方負担が生じない恒久的な財源措置を講ずること
- ② 職員の引受割合に関わらず施設を無償譲渡すること
- ③ 地方独自に職業訓練の内容を設定できるようにすること

を求めるものが多い。

また、全国知事会の回答においても「国が示している（略）移管の条件については、2 年度間の運営費補助等であり、都道府県が移管を受け、継続して運営していくには不十分な内容」、「改めてポリテクセンター・ポリテクカレッジの地方移管後の財源のあり方等を責任を持って示すべき」との指摘がある。

- しかし、上記①については、

- ・ 運営費は、雇用保険二事業により全額賄われていること
- ・ ポリテクセンター・ポリテクカレッジを移管し、都道府県が運営するのであれば、その経費は、原則として当該都道府県が負担すべきものと考えること
- ・ 本分科会において、国で全ての費用を負担するのであれば、これまで

どおり国で運営すべきとの意見があること
から条件の緩和は困難である。

○ 上記②については、

- ・ 職員の引受割合に応じた減額譲渡という条件は、ポリテクセンター・ポリテクカレッジでの機能維持は、施設や設備のみならず、訓練ノウハウを身につけた訓練指導員がセットとなっはじめて可能となることから設定したものであること
- ・ 本分科会において、移管条件を緩和した場合、現在の機能を維持した訓練ができるのかとの意見があること

から条件の緩和は困難である。

○ 上記③については、

- ・ 雇用のセーフティネットとしての職業訓練の重要性は高まっている中、全国ネットワークによる職業訓練の実施体制の確保を図る必要があることから、安定した職業訓練制度となるよう、都道府県においてポリテクセンター・ポリテクカレッジの機能が一定程度維持されることが担保されるための条件であること
- ・ 本分科会において、全国ネットワークが途切れることで、ものづくり産業に大きな影響を及ぼしかねないと懸念する意見があること
- ・ 本分科会において、ポリテクセンター・ポリテクカレッジは国が行うナショナルミニマムのサービスであり、地方に移管したときに都道府県が責任を持って訓練を残してくれるか疑問だとする意見があること

から条件の緩和は困難である。

○ さらに、本分科会では、現在、全国で一括管理・運営しているものを都道府県で分割管理・運営すると、コストが上がるのではないかとの指摘もあった。

○ これらを踏まえると、訓練機能を効率的・効果的に維持するためには、現行の移管条件の緩和をすることは適当ではない。

○ また、全国知事会の回答では、「都道府県が移管を受ける状況下でない以上、国（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構）が当面は責任を持って引き続き運営をしていくべき」との指摘がある。

○ したがって、平成26年3月までの移管期限については延長の措置をとらず、ポリテクセンター・ポリテクカレッジの運営主体は、引き続き、国（高障求機構）が担うことが適当である。

○ なお、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「25年閣議決定」という。）においても、「ポリテクセンター（職業能力開発促進センター）・ポリテクカレッジ（職業能力開発大学

校・短期大学校)は、都道府県への譲渡が現実的に進まないことから、本
法人が引き続き運営する。」とされている。

(2) 平成 26 年 4 月以降のポリテクセンター・ポリテクカレッジの在り方につ
いて

○ 本分科会では、ポリテクセンター・ポリテクカレッジの行う職業訓練の
運営について、PDCAサイクルによる見直しを行うことや、高障求機構
となったことによるシナジー効果を活かすことが重要であるとの意見があ
った。

そのため、平成 26 年 4 月以降は、

- ・ 雇用保険二事業として事業を実施していることから、PDCAサイク
ルによる目標管理などにより引き続き効率的な運営をしていくこと
- ・ 高齢者雇用業務と障害者雇用業務で培ったノウハウを職業訓練業務で
活かすなどのシナジー効果をより一層発揮すること

が適当である。

また、25 年閣議決定においては、ポリテクセンター・ポリテクカレッジ
も含め高障求機構の各地方組織を一元化することとされており、高障求機
構としての統合効果を一層発揮し、効果的・効率的な組織体制を構築する
観点からも重要であることから、これを推進していくことが必要である。
その際、都道府県内に複数あるポリテクセンターについては、各地域での
訓練拠点・機能は維持しつつ、ポリテクセンターの組織としては各都道府
県内で一元化することが適当である。

○ また、本分科会では、

- ・ 地域ニーズを踏まえた職業訓練を実施しているか
- ・ 訓練内容が産業ニーズに即したものになっているか

について、よく検証すべきとの意見があった。

全国知事会の回答でも「個々のポリテクセンター・ポリテクカレッジに
ついて、地域企業の人材ニーズ等を十分に踏まえた訓練科目・定員の不断
の見直しは当然必須である。」との指摘がある。

これらを踏まえ、国（高障求機構）でポリテクセンター・ポリテクカレ
ッジを引き続き運営していくとしても、これまでよりも一層、

- ・ PDCAサイクルによる訓練コースの不断の見直し
- ・ 地域の企業等のニーズに応えた効果的な訓練の実施
- ・ 定員充足率の向上や経費削減など効率的な運営

に向けた努力をしていくことが重要である。

○ 25 年勧告の方向性では、「同一都道府県内に複数存在するものなど経年的

に定員充足率が低調なものについては、訓練定員の見直し等を行っても改善に至らない場合は、統廃合を含めて検討するものとする」とされており、高障求機構の第3期中期計画にも定員充足率の改善に向けた取組等が示されているところである。

本分科会においても、同一都道府県内に複数の施設がある場合のその必要性について、よく検証すべきとの意見があった。

一方、全国知事会の回答では、「都道府県への移管が進まないこと等を理由に、関係自治体や地元産業界の意向に反して、安易に統廃合を行うということは絶対にあってはならない。」との指摘がある。

また、25年閣議決定で、「個々のポリテクセンター・ポリテクカレッジの在り方については、利用状況等を踏まえ、不断の見直しを行う」とされた。

これらを踏まえ、訓練定員の見直しなど施設運営の効率化を着実に進めるとともに、地域の状況も勘案しつつ施設の在り方について不断の見直しを図ることが必要である。

(3) 都道府県との連携について

- 平成23年10月に求職者支援訓練が開始され、各都道府県の地域訓練協議会（地域の労使団体、高障求機構、都道府県、民間教育訓練機関がメンバーであり、都道府県労働局が事務局）において、機構、都道府県、民間教育訓練機関の行う各都道府県の訓練計画を策定するなど、職業訓練に関する都道府県単位での関係機関の連携は強化されている。
- 今後、国（高障求機構）、都道府県、民間教育訓練機関の役割分担のもと、我が国全体としてより効果的な職業訓練を実施していくためには、より一層関係機関の連携を強化していくことが求められる。
- 全国知事会の回答においても、「都道府県とポリテクセンター・ポリテクカレッジとの地域の実情や産業政策、教育政策に応じた連携の強化については、都道府県としても歓迎すべきこと」との記載がある。
- 国（高障求機構）と都道府県の連携について言えば、これまでは都道府県の職業訓練担当部局とポリテクセンター・ポリテクカレッジの連携について主に焦点が当たってきていたところであるが、今後は、都道府県が所管する産業政策や教育政策とも緊密に連携することによって、ポリテクセンターが行う高度な在職者訓練やポリテクカレッジが担っている高度な学卒者訓練の実効性をより高めていくことが有効である。

また、地域経済の成長のためには、地域産業を支える人材の育成が不可欠であり、産業・教育の担い手である都道府県においても、現在の役割分担のもと、地域産業の人材ニーズに対応して実施している人材育成の取組

を強化する必要がある。

- そのため、ポリテクセンター・ポリテクカレッジは引き続き国（高障求機構）で運営するとしても、現時点で実施している都道府県指導員向けの研修会の開催などの連携のほか、知事会の回答も踏まえ、
 - ① 産業・教育政策の担い手である都道府県と、各地域のポリテクセンター・ポリテクカレッジの連携をより強化していくとともに、
 - ② 都道府県がポリテクセンター・ポリテクカレッジの持っている訓練のノウハウを活用して、主体的に地域の実情に応じた職業訓練を実施できるよう、新たな仕組みを創設することが適当である。